

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

障害者の就労介助、想定のお1割程度

～厚労省

重い障害のある人が働けるよう就労中に必要な介助費用を補助する国の事業の利用者が、開始から2年経った昨年10月時点で26市区町村の92人にとどまっていることが分かった。厚生労働省が2月5日までに明らかにした。これは当初予想された人数の約1割で、全国1741市区町村のうちほとんどは「需要があるか不明」と事業を実施していない。

事業は重い障害のある参院議員が2019年に当選し、障害者の就労支援策に関心が集まる中で創設された。実施に消極的な市区町村が多く、住んでいる地域によって働きやすさに格差が生じている状況だ。厚労省は当事者のニーズを調査するよう促しているが、企業などの負担は重いままで、働くハードルは依然高い。全国一律で利用できるよう制度改革を求める声も上がっている。

自治体の中でもさいたま市は、国に先駆け2019年から重度障害者が仕事に介助を受けられる事業を実施。それ以前は雇用されて働くと介助を受けられなかったが、難病により常に介助が必要なながら2020年10月から制度を利用して週2日働いている女性も実際にいる。

一方、制度を利用できない地域で働く男性は、週5日の勤務中必要な介助費用の月約20万円を勤務先の法人が負担しており、「経済的な自立を目指す、介助サービスが使えなくなるのはおかしい」と訴える。人工呼吸器を使い24時間の介助が必要だが、「重度訪問介護」は就労中に利用できない。背景には「個人の経済活動への支援は、雇用主が負担すべき」との考え方がある。就労支援特別事業は現行のルールを維持したまま、別枠で介助費用を補助するという立て付けだ。実施は市区町村の任意で、広がりには欠ける。

自治体側にも戸惑いがある。金沢市では市内に重度障害者はいるものの「就労している人がいるのか分からない」とし、事業の実施予定はない。横浜市は導入を検討中だが「企業など調整先の関係者が多く、準備に時間がかかっている」と話す。今後国の財政支援が減る可能性を懸念する自治体もある。

当事者の間では、全国一律の重度訪問介護を就労中にも使えるよう制度改革を求める声が強い。支援団体からは「特別事業は手続きが複雑で、就労を後押しする効果は少ない」との指摘も出ている。

「障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」事務連絡を发出 ～厚労省

厚生労働省は、1月20日、各都道府県、市町村の障害保健福祉・児童福祉・母子保健主管部局に向けて事務連絡「障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」を发出した。

同事務連絡は、今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案を受け、发出されたものであり、厚生労働省として事務連絡で「事業者が、福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや利用者に避妊処置を強要することは当該責務規程に違反するものであり、また、障害者基本法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものである」ことを明確にした。

併せて、各都道府県・市町村に対して、管内の事業者上記の考え方の周知徹底を求めるとともに、障害者が希望する地域生活の支援及びその子どもの養育を支えるため、障害保健福祉部局や母子保健部局及び児童福祉部局における各種施策の連携体制の確保・充実が図られるよう、下記の点に取り組むことを求めている。

▽詳しくは厚労省 HP▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/001041360.pdf>

本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供

(1) 障害保健福祉部局においては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、本人の生活の希望を丁寧に把握することや本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮することについて改めて周知徹底を図ること。

また、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者において、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること。

都道府県におかれては、サービス管理責任者や相談支援専門員等に向けた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施を推進する等により、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者における障害者の意思決定支援の取組みを推進すること。

障害福祉と子育て支援や母子保健施策との連携体制の構築

(2) 障害者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、性と健康の相談センター等の母子保健施策等の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実にされるよう、障害保健福祉部局は、母子保健部局及び児童福祉部局と連携し、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制の構築を図ること。

なお、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合に医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能である。

子どもの養育を支えるための支援等

(3)障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方策を丁寧に検討し、障害保健福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局の連携の下、障害福祉サービス、相談支援、母子保健や子育て支援施策等を最大限活用し、障害者やその子どもの養育を支えるための必要な支援を行うこと。

具体的には、児童福祉部局においては、障害保健福祉部局と連携しつつ、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業等の事業や各種子育て支援施策について、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、障害者及びその家族に対する周知や理解促進に取り組むこと。

また、障害者を含め、支援を要する家庭に対しては、引き続き、適切な支援を行うこととし、妊娠した障害福祉サービス利用者の状況に応じ、必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の下で支援を実施するほか、児童相談所とも認識共有を図りつつ対応すること。また、妊娠中の者に対しては、必要に応じて、産前産後母子支援事業等活用できる事業の案内等を行うこと。

さらに、出産後、特に支援が必要と認められる母子については、児童福祉部局は、母子生活支援施設の利用勧奨を行う等により、母子の保護を行うことを検討するほか、自ら子どもを育てることが困難な状況に陥っている場合は、子ども家庭総合支援拠点や児童相談所と連携して状況の把握や支援方針の検討を行った上で、必要な場合は、児童相談所長の判断により、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護や同法第27条第1項第3号の規定による措置を行うことも含めて検討すること。

第134回社会保障審議会障害者部会開催される

厚生省

第134回社会保障審議会 障害者部会が1月23日(月)、ベルサール飯田橋駅前にて開催された。

前回の議論に引き続き、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し案が示され、協議が行われた。今回示された見直し案には障害者権利条約と障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨を踏まえる基本指針とすること等が新たに加えられた。

また、当日は障害者総合支援法等の改正、障害者就労に係る最近の動向、第二期成年後見制度利用促進基本計画の説明と質疑が行われた。質疑を踏まえ、優先調達推進法に基づく調達実績は各省庁の増減理由を確認することとしたほか、障害者総合支援法の共生社会と地域共生社会の位置づけや関係性等を整理し、関連づけて議論を進められるようにすることが確認された。

▽詳しくは厚生労働省 HP▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00061.html

障害福祉計画 施設入所者削減5%以上

～厚生労働省

厚生労働省は1月23日、2024年度から3カ年の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定する際の基本指針案を社会保障審議会障害者部会に示した。2026年度末の施設入所者数を2022年度末と比べ5%以上削減することを目標値とした。第6期障害福祉計画（2021年～2023年度）の削減目標は1.6%で、それよりも削減幅を大きくする考えだ。

入所施設からグループホームなど地域での暮らしに移れるよう支える従来の方針を踏襲し、その取り組みを加速する。委員から異論はなかったが、2月末に再度議論し3月中に固める。

障害福祉計画、障害児福祉計画サービスの基盤整備を計画的に進めるため、都道府県・市町村が3年ごとに作るもの。基本方針は計画を作る際の理念やサービス確保の目標値を盛り込む。

また、同日の部会では、2021年度の就労継続支援A型事業の利用者の平均賃金が月額8万1,645円、B型事業の利用者の平均工賃が月額1万6,507円だったと報告した。

A型の平均賃金は2015年度以降7連続で増加。B型の平均工賃は2020年度は2019年度より下がったが、2021年度は増加に転じた。

国連・障害者権利委員会の総括所見の仮訳 公表される～外務省

外務省は、障害者権利条約の「第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見」和文仮訳を公表した。令和4年10月7日に公表された原文を仮訳ではあるが、日本政府が公表。

なお、仮訳は、社会保障審議会 第134回障害者部会でも参考資料として添付された。

▽詳しくは外務省HP▽

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害者差別事例・好事例を募集

～DPI日本会議

NPO法人DPI日本会議では、2016年4月以降に差別を受けた体験、また好事例を募集している。中央省庁への対応指針改定を働きかけることが目的だ。

障害者差別解消法は2021年に改正。昨年は内閣府障害者政策委員会で基本方針の改定作業も行われ、まもなく閣議決定にて確定の見込み。そしてこの4月からは中央省庁の対応指針の改定が始まる。

DPIでは差別解消法プロジェクトチームを立ち上げ、集めた事例をもとに提案書を作成し、中央省庁に意見提案を行う考え。その提案書作成のため、「差別を受けた」「嫌な思いをした」などの差別事例や「こういう対応をしてもらえて助かった」といった好事例を広く募集している。

なお、募集期間は2月28日(火)迄。オンラインフォーム・メール・FAXで受付している。

詳しくはDPI日本会議HP▷ <https://www.dpi-japan.org/>

介護現場の事務負担を軽減 3加算の様式簡素化 ~厚労省

厚生労働省は介護職員の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の計画書、実績報告書の様式を簡素化する。昨年12月の「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を踏まえた対応で、加算額が処遇改善に充てられていることを確認する内容を維持しつつ、介護現場の事務負担を軽減するために簡素化する。

改善事項は大きく3点。現行では3加算それぞれの対象者ごとに前年度と比較して算出した賃金改善額が加算額を上回っていることを確認しているが、計画書については前年度との比較をなくし、今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込み額を上回ることを確認し、加算以外の部分で賃金を下げない誓約を求める。

実績報告書についても同様に、今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認しつつ、前年度との比較は3加算一体で計算する。具体的には「今年度の賃金総額」から「3加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比べ、加算以外の部分で賃金を下げていることも確認する。さらに複数の事業所を運営している法人は、計画書、実績報告書に事業所ごとの賃金総額や賃金改善見込み額などを記載する必要があるが、これを不要とし、法人単位で確認することにする。

厚労省はこうした改善事項を1月16日の「社会保障審議会介護給付費分科会」で示し、2月末に新たな計画書、実績報告書の様式について通知を出すとした。2023年度の計画書提出期限は4月15日で、2022年度の実績報告書の提出期限は6月頃とすることも説明した。

障害福祉にも「所得制限」の壁

児童手当の「所得制限撤廃」に注目が集まる中、障害のある子どもたちを支える福祉や医療の制度にある所得制限の撤廃を求める声が上がっている。2月3日、障害のある子どもを育てる親でつくる「こどもまんなか障害児福祉を望む親の会」がオンラインで会見。「障害や病気があるがゆえの苦しみに加え、支援を受けられないという二重の苦しみの解消を求めた。

会見では11歳の娘に身体障害があるという女性が現状を説明。車いすや歩行器といった体の機能を補う「補装具」は高額なため購入費の負担を軽減する国の仕組みがあるが、年収約1,200万円以上(障害者1人を含む3人家族の場合)の人は対象外で全額自腹となる。

女性の家庭も所得制限にかかり、娘が2歳の頃から計270万円を自費で支払って補装具を購入してきた。補助が受けられた場合との差額は200万円以上になるという。

購入費に充てるため、女性の夫は仕事が休みの日もアルバイトをし、家族そろっての休日の時間も少なくなった。もう一人の子どもから「みんなの家みたいに家族で遊びたい」と言われたこともあったという。

少しでも補装具の費用を抑えるため、体に合わないものを使い、背骨が曲がる二次障害が出ているという。成長に合わせて買い替えが必要で、娘はある時、女性に「大きくなってごめんね」と涙をためて言ってきたという。

会見に同席した新生児科医の今西洋介さんは「家族は仕事を終えた後、家で介助している。24時間働いているような状態で、政治や社会ができることがあるのではないかと話した。日本大学の末富芳教授は「こどもがより良い人生を送れるように国全体で支えていく必要がある」と指摘した。

新型コロナワクチン、4月以降も無料接種継続へ ～厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチンについて、4月以降もすべての接種対象者の無料接種を継続する方針を固めた。次の追加接種については、今年の秋冬に実施する方向で調整している。

新型コロナワクチンは、予防接種法に基づいて無料接種される。3月末で無料接種の期限を迎えるため、専門部会が4月以降の対応について検討してきた。2月8日の専門部会で今後の対応方針を示す。これを受け、厚労省は3月までに新たな接種方針を正式決定する。

国内では高齢者らは5回目、それ以外の12歳以上は4回目まで接種が認められている。接種対象者については引き続き、高齢者などの重症化リスクがある人を優先する。ただ重症化リスクがなくても重症化するケースもあるため、これまで同様、当面は無料接種を継続する。5～11歳の子供や生後6カ月～4歳の乳幼児への接種についても、接種開始からの期間が短いことを考慮して、引き続き継続する。

従来株とオミクロン株由来の成分を含む「2価ワクチン」は昨年9月から高齢者など重症化リスクの高い人から接種を開始。重症化予防効果は接種後6カ月以上、死亡予防効果は接種後10カ月以上続くとする知見から、厚労省は追加接種の時期について、前回から1年が経過する今年秋から冬に実施することが妥当と判断した。ただ重症化リスクがある人については、秋冬を待たずに接種することを念頭に準備を進める。

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について ～厚労省

新型コロナ対策としてのマスク着用について。これまで屋外は原則不要、屋内では原則着用とされていましたが、令和5年3月13日以降、マスク着用は個人の判断が基本となります。

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱）
※概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時には、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

<症状がある場合など>

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

▽詳細は、厚労省 HP「マスクの着用について」▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

(注)令和 5 年 3 月 12 日までは、これまで同様に場面に応じた適切なマスクの着脱をお願いします。

障害者が作る「ご当地フォント」 渋谷から全国へ

障害者の描いた文字などをデータ化して自治体や企業に活用してもらう「ご当地フォント」が広がっている。もともとは東京都渋谷区が障害者支援事業所などと共同で始めたものだが、現在は全国 5 地域で展開。プロジェクトを担う一般社団法人シブヤフォントは「ネット上でデータを販売する仕組みを開放することで、全国でも展開できれば」と話す。

取り組みは、長谷部渋谷区長が「渋谷のお土産を何か作れないか」と発案したのがきっかけ。その企画に手を挙げたのが障害福祉課だった。同課担当者たちは渋谷のお土産を作ると同時に、障害のある人たちの工賃向上を目指したい、さらに地域と連携したものづくりをしたいという思いから、区内にある 8 カ所の障害者支援事業所と桑沢デザイン研究所などが議論。その結果、障害者が作成した文字や柄のパターンをもとに、デザインを学ぶ学生がデータ化する「シブヤフォント」が生まれた。シブヤフォントは現在 500 種類以上に上り、ユニクロやキャノン、ピームスといった有名企業 50 社以上が採用している。

2020 年にオープンした渋谷の MIYASHITA PARK で渋谷サービス公社が運営するショップでは、シブヤフォントを活用した雑貨などのグッズを販売している。フォントは渋谷区が公認しており、利益の一部は障害者に還元。産官学福の取り組みとして注目度も高い。

現在は渋谷区内の障害者支援事業所や渋谷区などで作る一般社団法人シブヤフォントが運営。昨年 12 月上旬に開いたイベントで、これまでの取り組みを踏まえ、「ご当地フォント」として全国展開する考えを明らかにした。

第 1 弾として発表されたのは、東京都江戸川区、大分県別府市、広島県広島市、富山県南砺市、滋賀県竜王町の 5 地域。それぞれ障害者支援事業所などが地元のデザイナーとタッグを組んで制作した。

江戸川区では社会福祉法人ひらイルミナルなどが有志によるプロジェクトを立ち上げた。区内の障害者を対象に幅広く「江戸文様」のデザインを募集。ワークショップも開催するなど地域を巻き込んだ活動になっている。

イベントでは実際に制作に関わった障害者も登壇し、「採用されてうれしい」などと喜びを語った。このほか竜王町にある社会福祉法人やまびこ福祉会の担当者が制作にあたってのコンセプトなどを説明。また広島市の NPO 法人コミュニティリーダーひゅーるぽんは、手がけたフォントがすでに市役所の職員の名刺で活用されていることなどを発表した。

今後シブヤフォントはデータをネット販売する仕組みを提供。ご当地フォントを導入する際のアドバイスなども行う。同法人代表は「これまで開拓してきた導入企業と全国の障害者事業を橋渡しできれば、好事例を横展開し、全国に広げたい」と話している。

令和5年度 全国大会・ブロック大会日程のおしらせ

- ◇第56回全国大会 岡山大会 令和5年8月4日(金)～5日(土)
(第53回中国四国ブロック大会岡山大会併催)
- ◇第17回北海道ブロック大会 札幌大会 令和5年 日程未定
- ◇第40回東北ブロック大会 秋田大会 令和5年10月7日(土)～8日(日)
- ◇第60回関東甲信越ブロック大会 栃木大会 令和5年7月1日(土)
- ◇第58回東海北陸ブロック大会 静岡大会 令和5年6月10日(土)～11日(日)
- ◇第57回近畿ブロック大会 兵庫大会 令和5年10月14日(土)
- ◇第39回九州ブロック大会 佐賀大会 令和5年10月28日(土)

事務局より

令和5年度全肢連通常総会(全国会長事務局長会議)開催日程について

下記の通り決まりましたのでお知らせします。

なお、詳細については後日改めて各都道府県肢連事務局宛にご案内いたします。

<日 時>令和5年5月27日(土) 午後1時～3時(受付12時半より)

<会 場>IKE Biz 第3・第2会議室 東京都豊島区西池袋2-37-4

※会場の都合上、5月第4週の開催となりますのでご注意ください

令和4年度第2回全肢連理事会 開催日程について

下記の通り開催いたします。

詳細につきましては令和5年1月30日付案内文書を確認ください。

<日 時>令和5年3月17日(金) 午後1時30分～4時(受付1時15分より)

<会 場>IKE Biz 第3会議室 東京都豊島区西池袋2-37-4

※会場の都合上、受付時間前の入室はできませんのでご注意ください

3月行事予定

3月 10日(金)	はげみ編集委員会	日肢協 会議室
17日(金)	全肢連 第2回理事会	豊島区 IKE Biz
20日(月)	わ144号発行	